地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき、公表する。

平成29年10月3日

 秋田県監査委員 柴 田 正 敏

 秋田県監査委員 渡 部 英 治

 秋田県監査委員 石 塚 博 史

 秋田県監査委員 川 村 和 夫

 財 — 179

 平成29年9月14日

秋田県監査委員 柴 田 正 敏 秋田県監査委員 渡 部 英 治 秋田県監査委員 石 塚 博 史 秋田県監査委員 川 村 和 夫

秋田県知事 佐竹敬久

## 監査結果に基づき講じた措置について(通知)

平成29年8月29日付け監委-415で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

## 別紙

監査課所名	秋田県秋田発電・工業用水道事務所	監査年月日	平成29年7月14日
-------	------------------	-------	------------

## (指摘事項)

請負工事の指名業者の選定等について審議を行う入札審査会を、委員の過半数の出席がない状態で開催しているものがあるので、今後は規定を遵守すること。

## (措置状況)

請負工事の指名業者の選定等について審議を行う入札審査会については、今後、委員の過半数の出席による開催を徹底することとし、秋田県公営企業建設工事等入札制度実施要綱に基づき適切な事務処理に努めてまいります。